

議案第 30 号

専決処分の承認を求めることについて

幸手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和 7 年 6 月 2 日提出

幸手市長 木 村 純 夫

提 案 理 由

地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令が令和 7 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、緊急に幸手市国民健康保険税条例を改正する必要性が生じ、同日幸手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、この案を提出するものである。

専決第 8 号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、専決処分する。

幸手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（別紙）

令和 7 年 3 月 31 日

幸手市長 木 村 純 夫

幸手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

幸手市長 木 村 純 夫

幸手市条例第 1 7 号

幸手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

幸手市国民健康保険税条例（昭和 4 0 年条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 1 条第 1 項第 2 号中「2 9 万 5, 0 0 0 円」を「3 0 万 5, 0 0 0 円」に改め、同項第 3 号中「5 4 万 5, 0 0 0 円」を「5 6 万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の幸手市国民健康保険税条例の規定は、令和 7 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 6 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。